

鹿屋市建設工事請負工事契約約款の一部を改正する告示

鹿屋市建設工事請負工事契約約款（平成18年鹿屋市告示第8号）の一部を次のように改正する。

建設工事請負契約書中「鹿屋市長」と受注者  
」を「鹿屋市（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）」に、「発注者 鹿屋市長」を

「発注者 鹿屋市共栄町20番1号  
鹿屋市 に改める。  
代表者 鹿屋市長」

建設工事請負変更契約書中「発注者 鹿屋市長」を

「発注者 鹿屋市共栄町20番1号  
鹿屋市 に改める。  
代表者 鹿屋市長」

第2条第3項中「取片付けて」を「取り片付けて」に改める。

第5条の2第2項中「第4項」を「第5項」に改める。

第11条第1項中「建設業法」の次に「（昭和24年法律第100号）」を加え、同条第4項中「前項」を「第2項」に改める。

第18条第4項中「天災その他の不可抗力」を「強風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）」に改める。

第25条第1項中「強風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）」を「天災その他の不可抗力」に改める。

第32条中「労務費」を「、労務費」に改める。

第33条第1項中「以下」を「から第5項まで」に、「この請求」を「請求回数」に改める。

第40条第1項中「次条第1項各号」を「第42条各号又は第43条各号」に改め、同条第2項中「次」を「次の各号」に改める。

第47条中「前条第1項各号」を「前条各号」に改める。

第48条第1項中「以下」を「から第7項まで」に改め、同条第6項中「次条第3項の規定による発注者の解除権の行使である」を「次条第3項の規定による」に改める。

第52条中「ととのわない」を「整わない」に改める。

第58条を第59条とし、第57条の次に次の1条を加える。

(相殺)

第58条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。